定介護サービスを受ける日の属する年の前年（特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）」とあり、及び「当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）」とあるのを「平成二十一年」と、同号ロ中「合計額」とあるのを「合計額から平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第五十号）第一条第一項に規定する手当金等の額を控除した額」と読み替えて同号を適用する場合の同号に」と、「第八十三条の五第四号イ」とあるのは「第八十三条の五第四号イ中「特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）」とあり、及び「当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）」とあるのを「平成二十一年」と読み替えて同号イを適用する場合の同号イ」と、同表二の項中「第八十三条の五第一号」とあるのは「第八十三条の五第一号中「特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）」とあるのを「平成二十二年度」と読み替えて同号を適用する場合の同号」と、「特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）」とあり、及び「当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）」とあるのは「平成二十一年」と、同表第三の項中「第八十三条の五第一号」とあるのは「第八十三条の五第一号中「特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）」とあるのを「平成二十二年度」と読み替えて同号を適用する場合の同号」と読み替えた場合における負担限度額告示の規定により定める額を超えるときは、負担限度額告示の規定にかかわらず、当該額とする。

○厚生労働省告示第二百二十二号

介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第五項の規定に基づき、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額の臨時特例を次のように定める。

平成二十三年七月一日　厚生労働大臣　細川　律夫

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額の臨時特例

平成二十二年六月四日から平成二十四年三月三十一日までの間に平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第五十号）第一条第一項に規定する手当金等（以下「手当金等」という。）の交付を受けた者（手当金等の交付を受けていない者であって、その者と同一の世帯に属する者が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者に係る介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額については、介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十七号。以下「特定負担限度額告示」という。）の規定により定める額が、特定負担限度額告示表一の項中「準用する施行規則第八十三条の五第一号」とあるのは「読み替えて準用する施行規則第八十三条の五第一号中「指定介護福祉施設サービス（法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）」とあるのを「平成二十二年度」と読み替えて同号を適用する場合の同号」と、同表二の項中「準用する施行規則第八十三条の五第四号」とあるのは「読み替えて準用する施行規則第八十三条の五第四号イ中「指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年（指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）」とあり、及び「当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年（当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）」とあるのを「平成二十一年」と、同号ロ中「合計額」とあるのを「合計額から平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第五十号）第一条第一項に規定する手当金等の額を控除した額」と読み替えて同号を適用する場合の同号」と、「同号イ」とあるのは「同号イ中「指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年（指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）」とあり、及び「当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年（当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）」とあるのを「平成二十一年」と読み替えて同号イを適用する場合の同号イ」と、同表四の項中「準用する施行規則第八十三条の五第一号」とあるのは「読み替えて準用する施行規則第八十三条の五第一号中「指定介護福祉施設サービス（法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）」とあるのを「平成二十二年度」と読み替えて同号を適用する場合の同号」と、「指定地域密着型サービス（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいい、同法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。以下同じ。）又は指定介護福祉施設サービス（同法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）」とあり、及び「当該指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年（当該指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）」とあるのは「平成二十一年」と、同表六の項中「準用する施行規則第八十三条の五第一号」とあるのは「読み替えて準用する施行規則第八十三条の五第一号中「指定介護福祉施設サービス（法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）」とあるのを「平成二十二年度」と読み替えて同号を適用する場合の同号」と読み替えた場合における特定負担限度額告示の規定により定める額を超えるときは、特定負担限度額告示の規定にかかわらず、当該額とする。

○厚生労働省告示第二百二十三号

介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第五項の規定に基づき、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額の臨時特例を次のように定める。

平成二十三年七月一日　厚生労働大臣　細川　律夫

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額の臨時特例

平成二十二年六月四日から平成二十四年三月三十一日までの間に平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第五十号）第一条第一項に規定する手当金等（以下「手当金等」という。）の交付を受けた者（手当金等の交付を受けていない者であって、その者と同一の世帯に属する者が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者に係る介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額については、介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十八号。以下「特定負担限度額告示」という。）の規定により定める額が、特定負担限度額告示表一の項中「準用する施行規則第八十三条の五第一号」とあるのは「読み替えて準用する施行規則第八十三条の五第一号中「指定介護福祉施設サービス（法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属す